管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年十一月二十日

埼玉県下水道事業管理者　北　田　健　夫

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十号契約局長専決事項の欄中「技術評価幹長」を「技術評価幹」に改める。

別表第二第二十号管理者決裁事項の欄中「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の六第一項」に、「設置等」を「管理」に改め、同号局長専決事項の欄中「設置等」を「管理」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第三十一条の二第二項」を「第三十一条の六第二項」に改める。

別表第三中第三十号から第六十号までを削り、第六十三号を第八十二号とし、第六十二号を第八十一号とし、第六十一号を第八十号とし、第二十九号を第七十九号とし、第十七号から第二十八号までを五十号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の五十号を加える。

十七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この号から第六十六号までにおいて「法」という。）第十三条の規定に基づき、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置（法第百七十条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務（次号において「地方公共団体事務」という。）に関するものに限る。）を講ずること。

十八　法第十四条の規定に基づき、苦情の処理のあっせんその他必要な措置（地方公共団体事務に関するものに限る。）を講ずること。

十九　法第六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。

二十　法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

二十一　法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。

二十二　法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。

二十三　法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。

二十四　法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供すること。

二十五　法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人

d4e5ebc119ed620ed8c7f00aa4944426

の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。

二十六　法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。

二十七　法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

二十八　法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。

二十九　法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。

三十　法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。

三十一　法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。

三十二　法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

三十三　法第八十四条の規定に基づき、通知すること。

三十四　法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

三十五　法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。

三十六　法第八十六条第三項（法第百七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

三十七　法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。

三十八　法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。

三十九　法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。

四十　法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。

四十一　法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。

四十二　法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。

四十三　法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

四十四　法第九十五条の規定に基づき、通知すること。

四十五　法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

四十六　法第九十七条の規定に基づき、通知すること。

四十七　法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。

四十八　法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。

四十九　法第百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。

五十　法第百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。

五十一　法第百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

五十二　法第百三条の規定に基づき、通知すること。

五十三　法第百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

五十四　法第百九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。

五十五　法第百十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。

五十六　法第百十四条第一項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査すること。

五十七　法第百十四条第二項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

五十八　法第百十四条第三項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

五十九　法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。

六十　法第百十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。

六十一　法第百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。

六十二　法第百二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。

六十三　法第百二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。

六十四　法第百二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。

六十五　法第百二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。

六十六　法第百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。

附　則

この規程は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、別表第二第十号及び別表第三の改正規定は公布の日から施行する。